



三重県公報

平成30年7月31日 (火)

第 3027 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
68	三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	(市町行財政課)	2
告 示			
501	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	2
502	同件	(同)	3
503	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河 川 課)	3
504	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	3
公 告			
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁 業 環 境 課)	5
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について	(同)	7

規 則

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年七月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十八号

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則（平成二十九年三重県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」の下に「及び本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成十四年三重県条例第二号）第三条」を加える。

第十条を次のように改める。

（庶務）

第十条 条例第三条に規定する調査審議等に係る庶務は、戦略企画部において処理する。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第二項に規定する調査審議及び建議に係る庶務は、地域連携部において処理する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 本人確認情報の保護に関する審議会規則（平成十四年三重県規則第二十一号）は、廃止する。

告 示

三重県告示第 501 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 30 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 8 月 20 日 第 23 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 ライスヒガシオ	取締役 東尾 伊三男	津市久居北口町 2725 番地の 16

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（玄米）
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
東尾 伊三男	津市久居北口町 2725-16	玄米	K2414416
北村 敏男	松阪市下村町 2592-7	玄米	K2420417

- 7 登録の更新日
平成 30 年 8 月 20 日

三重県告示第 502 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 30 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 8 月 20 日 第 24 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 米常	代表取締役 森田 泰三	松阪市垣鼻町 1303 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
森田 泰三	松阪市田原町 185 番地 1	玄米	K2414414
森田 忠夫	松阪市垣鼻町 1303 番地	玄米	K2415415

7 登録の更新日

平成 30 年 8 月 20 日

三重県告示第 503 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、雲出川水系雲出川（指定区間）に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県津建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 504 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

平成 30 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

(1) 名称

株式会社建築構造センター

(2) 住所

東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号

(3) 業務区域

三重県全域

2 変更内容

業務を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号 長野県長野市南泉町 1082 番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号 島根県松江市中原町 6 番地 岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号 広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3 福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号 三重県四日市市浜田町 12 番 18 号 香川県高松市亀井町 2 番地 1 群馬県高崎市八島町 262 番地	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号 長野県長野市南泉町 1082 番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号 島根県松江市中原町 6 番地 岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号 広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3 福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号 三重県四日市市浜田町 12 番 18 号 香川県高松市亀井町 2 番地 1 群馬県高崎市八島町 262 番地	<p>一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。） 2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が 5 平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内又は長野県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物

3 変更年月日

平成 30 年 7 月 30 日

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国でも有数の漁獲実績を示しており、また、水産加工業の生産も盛んであることから、特に沿岸域においては中核的な産業となっている。このことから水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、点在する天然礁、複雑なりアス式海岸等漁場の立地条件に恵まれ、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、海洋生物資源は、漁業の操業や海況の変化等により変動することから、資源水準の低下や減少は、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じる等漁獲可能量制度を適切に運用するため、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績及び第 2 種特定海洋生物資源に係る操業実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、対象となる海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため県水産研究所を中心として、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第 1 種特定海洋生物資源及び第 2 種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、従来から資源管理型漁業を実践している魚種については引き続き資源管理を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、資源管理・収入安定対策の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県のくろまぐろの保存管理措置を規定する基本計画は別に定める。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 29 年 1 月から 12 月まで	5,000 トン
まいわし	平成 29 年 1 月から 12 月まで	63,000 トン
まさば及びごまさば	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	48,000 トン
するめいか	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	若干

第 1 種特定海洋生物資源の平成 30 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 30 年 1 月から 12 月まで	若干
まいわし	平成 30 年 1 月から 12 月まで	76,000 トン
まさば及びごまさば	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	30,000 トン
するめいか	平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで	若干

くろまぐろ	平成30年7月から平成31年3月まで	(注)
-------	--------------------	-----

(注) くろまぐろについては、別に定める。

- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成29年	平成30年
さんま	敷網漁業	若干	若干
まあじ	中型まき網漁業	4,000ト	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	37,000ト	43,000ト
	船びき網漁業	25,000ト	31,500ト
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	45,000ト	27,000ト
	定置漁業	若干	若干

(注) くろまぐろについては、別に定める。

- 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【さんま】

敷網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年三重県規則第73号）により採捕数量を管理し、定められた数量を超えないよう指導するものとする。

【まあじ】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

船びき網漁業については、当年の漁獲実績が配分量を超えないように努める。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

敷網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかを捕ることを目的とする漁業にあつては、現在自由漁業となっているが、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、許可制への移行等漁獲努力量の抑制方策について検討する。

【くろまぐろ】

別に定める。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）及び管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船 底びき網漁業)	伊勢湾	平成30年11月1日から 同月30日まで	2,031

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちまめ板網漁業)	伊勢湾	平成30年11月1日から 同月30日まで	2,031

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【とらふぐ】

伊勢湾及び三河湾のとらふぐを含む小型機船底びき網漁業漁獲対象資源の資源回復を図るために、「三重県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更し、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について、次のとおり定めましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年7月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは中型まき網漁業、定置漁業、ひき縄漁業、一本釣り漁業等により、主に夏から秋にかけて熊野灘で漁獲される等本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究所を中心として、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	17.5 トン	うち 1.75 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	2.0 トン	留保なし

※ 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第2で定めるくろまぐろ知事管理量については、法第13条第2項の規定による知事の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に基づき、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定めず、知事管理量の総枠の中で一元的に管理する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- (1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、各漁業で、1日1隻若しくは1統当たり小型魚又は大型魚が100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに本県に採捕の数量報告を行うものとする。
- (2) 緊急報告が速やかになされるよう、本県は、本県と各漁業協同組合間に、各漁業協同組合は、各漁業協同組合と各漁業者との間に土日祝日等でも連絡可能な連絡網を整備するものとする。
- (3) 緊急報告があった場合、当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量採捕があった旨を周知する。当該漁業者は、本県の知事管理量の残枠が確定するまでは、緊急管理措置として(1)で緊急報告した小型魚又は大型魚を目的とした操業を自粛する。また、本県は緊急管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。
- (4) 本県は県全体の漁獲量が1日0.5トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量(留保の数量を除く。)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表された場合であって、本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、認定協定の管理措置と併せて、法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の漁業者等に対し、以下のとおり講じるものとする。

(1) 小型魚

認定協定に基づく管理によってもなお、小型魚の採捕の数量が積み上がり、知事管理量を超えるおそれがあると認める場合、本県は、以下のとおり早期管理措置を講じるものとする。

【釣り漁業、ひき縄漁業(養殖用種苗の採捕を目的とするもの)】

- ① 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

1 隻当たり 1 日 20 キログラムまでの漁獲とし、20 キログラムに達した時点で当該漁業者は当該日の操業を切り上げる。

- ② 知事管理量の 8 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

1 隻当たり 1 日 20 キログラムまでの漁獲とし、20 キログラムに達した時点で当該漁業者は当該日の操業を切り上げるとともに、翌 2 日間休漁とする。

- ③ 知事管理量の 9 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

1 隻当たり 1 日 20 キログラムまでの漁獲とし、20 キログラムに達した時点で当該漁業者は当該日の操業を切り上げるとともに、翌 3 日間休漁とする。

※ ただし、これらの早期是正措置は、漁獲状況を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

【中型まき網漁業、定置漁業、釣り漁業、ひき縄漁業等（養殖用種苗の採捕を目的としない漁業）】

養殖用種苗を目的としない漁業については、認定協定により小型魚の目的操業を自粛し、混獲管理としているため、当該管理措置を早期是正措置の代替措置とする。

(2) 大型魚

大型魚の採捕の数量が知事管理量の 7 割を超えた、又は超えると認める場合、本県は、各漁業に対し以下のとおり早期管理措置を講じるものとする。

- ① 知事管理量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

各漁業者は、操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減による漁獲量の積上げの抑制に努める。

- ② 知事管理量の 8 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

各漁業者は、操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減による漁獲量の積上げの抑制に努める。

1 日 1 隻又は 1 統当たり 100 キログラムを漁獲上限とし、それ以上漁獲された場合、生存個体を再放流する。

※ ただし、これらの早期是正措置は、漁獲状況を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

① 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 小型魚については、本県の採捕の数量が第 2 の知事管理量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(2) 大型魚については、本県の採捕の数量が第 2 の知事管理量の 9 割を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能性を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(4) 遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、管内の漁業者に対する管理の取組と同様の指導を行う。

2 第 2 管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分の扱いについて

第 2 管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分 102.6 トンについては、第 3 管理期間以降の知事管理量から分割して差し引き、それぞれの管理期間の知事管理量の 2 割を差し引き、残る 8 割で管理することとする。

また、管理期間終了時の知事管理量の残量については、以降の差し引きに充てることとする。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
